

地方独立行政法人 名張市立病院
LED照明設備整備工事 仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人 名張市立病院（以下「発注者」という。）が実施する「地方独立行政法人 名張市立病院 LED照明設備整備工事」において、使用する灯具及び工事仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

1. 業務目的

当院院内照明設備において、省エネ法に基づくエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減並びに経常的な電気料金及び維持管理経費の削減のため各施設における老朽化した照明器具等をLED照明に更新することを目的とする。

2. 事業名称

地方独立行政法人 名張市立病院 LED照明設備整備工事

3. 工事場所

〒518-0481 三重県名張市百合が丘西1番町178番地

4. 設置期限

契約日～令和 8 年3 月31日

※但し、天災地変、社会的事変、その他の不可抗力により、受注者が当該期日までの設置が困難と見込まれる状況となった場合は、設置期日の変更することができるものとする。

5. 入札方式

一般競争入札方式とする。

6. 契約方式

ア LED照明器具等の調達（取替に必要な部品を含む）

イ LED照明器具等の取替工事

ウ 更新にかかる廃棄処理

エ LED照明器具等の保守（契約日より5年 が経過するまでに、設置したL E D照明に不具合が生じた場合、無償交換をすること。なお、障害発生時に緊急対応できる照明機器メーカーの保守対応窓口

を設けること。)

7. 競争参加資格

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気工事（特定建設業）の許可を有していること。

8. 機器仕様

本件事業に伴い使用する機器類については、次の条件を満たすこと。

照明器具の仕様等

- (1) 照明器具等は、すべて新品とする。
- (2) 照明器具等は、国内メーカーのものとする。
- (3) 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場を保有するメーカーの製品とする。
- (4) 照明器具等は、確実な省エネ効果を実現するため別紙 1「LED 照明一覧表」に記載の光束、消費電力、固有エネルギー消費効率を全て満たす製品とすること。
- (5) 照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること）
- (6) 筐体の材質については難燃材であること。
- (7) 「仕様書明細」に記載の光束、消費電力、消費効率を満たす製品とすること。契約開始後に仕様を満たさない製品である事が発覚し、発注者の担当職員より指摘等があった場合は、速やかに受注者の負担で入替を行うこと。（入替までに法人が負担増となる電気代の支払いについては、別途協議事項とする。）
- (9) LED 直管ランプ
 - ア G13 口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。
 - イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。
 - ウ 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型の LED 直管ランプに代替えること。
 - エ 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない LED 直管ランプは不可とする。

- (10) 別紙1「LED照明一覧表」の照明器具の設置に際しては、LED交換方式欄に「ランプ交換(器具交換可)」と記載があるものは基本的にランプ交換で対応するものとする。ただし、調達困難などの事由により器具交換で対応しようとする場合は、対象の施設名、部屋名、数量等を明記したうえで、令和8年2月28日 17時までに「設置方式変更届」を提出するものとする。なお当該届はあらかじめ設置方式の変更を届出するためのものであり、設置方式以外はすべて、当仕様書の記載事項及び別紙1「LED照明一覧表」のLED機器要求仕様欄に示す器具光束、消費電力と同等以上の水準を満たし、かつ付帯機能・備考欄に要求があれば満たす必要があることに留意すること。また、LED交換方式欄に「交換不要」と記載があるものは、本業務の対象外とする。

ア 業務目的に記載の通りエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減の観点から使用本数の多い別紙1「LED照明一覧表」、LED照明名称、「LED直管ランプ40形 非調光」に関しては省エネ(省電力)タイプに限り、発光効率 180lm/w (光束値 ÷ 消費電力値にて計算)以上とすること。

イ 石綿工事に係る場合、「みなし」として施工を行うこととする。またその際に発生した費用は受注者側にて負担をすること。

ウ 維持管理の観点より、ベースライトの電源部は光源部(ライトバー)側に内蔵されていること。また、ベースライトにおいて、調光機能指定が無い箇所の製品は、利用者の点灯スイッチ誤操作による予期せぬ調光・誤動作等を防止するため、オンオフ機能のみの製品とすること。

9. 工事仕様

- (1) 契約後、必要書類を速やかに作成し、発注者に提出し、施工方法等について協議すること。
- (2) 施工前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し協議するものとする。
- (3) 取替工事に使用する雑材はすべて新品とする。
- (4) 取替工事にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で作業場所とその周辺の安全確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 取替工事において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争を防止すること。
- (7) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (8) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の発注者敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (9) 必要に応じて、通路・資材置場等の各部養生を行うこと。
- (10) 施工着手にあたって、受注者は建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく電気工事に係る監

理技術者が所属し、特定建設業の許可を有していること。

- (11) 工事期間中は施設管理者と日程調整を行い、施設運営に支障のないよう工事工程、作業方法に配慮するものとする。
- (12) 作業時間帯の決定にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (13) 休館日及び勤務時間外作業は、事前に発注者に承認を得ること。
- (14) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (15) 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- (16) 取替工事の前後に当該照明回路の絶縁抵抗値測定を実施し、作業による抵抗値の異常な低下等がないことを書面にて報告すること。
- (17) 取替工事前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (18) 施工日時は、各施設の運営を加味し、発注者と協議のうえ、施工すること。
- (19) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについては別途発注者と協議するものとする。
- (20) 本仕様に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。
- (21) 設置における直管型LEDランプの安全性の担保については、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工すること。
- (22) 取替工事に必要な資格については、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業の許可を受けた事業者とする。
- (23) 本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

10. 既存照明器具機器等の取り外し及び集積

- (1) 受注者は、既存照明機器等の取り外しを丁寧に行い、灯具・ランプ等に仕分けし、破損しないように指定場所へ集積した後、シート等を用意し養生すること。
- (2) PCB含有の可能性ある機器を発見した場合は、ただちに発注者に報告するものとし、その後の対応については、発注者の指示に従うものとする。

11. 物品の保守等

- (1) 保証期間は5年間とし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は受注者の負担とする。保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内における保守とする。
- (2) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、受注者が対応するものとし、対応方法に関しては別途協議とする。
- (3) 不具合の申し出を受けて現地確認に伺った際、当不具合が本事業に起因しない場合において、本事業に起因しないことの特定については受注者の責任の範疇とする。但し、本事業に起因しないことを特定した後、その修繕にあたって発注者の責任の範疇で行うものとする。

- (4) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。

1 2. 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を受注者は発注者に提供するものとする。

1 3. 提出書類

受注者は取替工事にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	工事着工前
2	実施工程表	工事着工前
3	機器構成一覧表	工事着工前
4	機器仕様書	検査時
5	省エネ効果表	検査時
6	工事写真（施工前、施工後）※撮影箇所は協議	検査時
7	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時
8	廃棄物マニフェスト	検査時
9	アフターフォロー体制表	検査時

1 4. 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	制度の変更	法令・許認可の変更	○	○
	調達価格の高騰	調達価格の高騰		○
	敷地等の提供 資材の管理	施設運営に支障のない範囲内での施設敷地等の資材置場としての提供	○	
		施設敷地内等に資材置場を設けた場合の仮置きした物品・資材の管理		○
設置段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	安全性の確保・環境の保全	設置作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	設置作業に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	工事費増大	受注者の指示・判断によるもの。受注者の判断の不備・施工不良によるもの		○
	第三者賠償	発注者の指示・判断による仕様変更によるもの	○	

	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
	物件の損傷・障害	設置前における物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
	法人保有施設の損傷 工事遅延・未完工	設置作業に起因して施設に生じた損傷		○
	法人保有施設の損傷 工事遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延	○	
	法人保有施設の損傷 工事遅延・未完工 法人保有施設の損傷	受注者の責による設置の遅延・未完工による保証開始の遅延		○
	物品の日常管理 安全性の確保・環境の保全	物品に関する日常的な維持管理	○	
	物品の日常管理 安全性の確保・環境の保全	受注者が物品の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	受注者が物品の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業を原因として生じた第三者への損害に対する賠償		○
	安全性の確保・環境の保全	物品の脱落・落下（発注者の責によるもの及び施設の瑕疵に起因するものを除く）、仕様不適合（施工不良を含む）、製品不良に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	物品の損傷・障害	保証期間中における物品に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
維持 管理 関係	物品の損傷・障害 法人保有施設の損傷	保証期間中における物品に生じた損傷・障害の内、受注者の責及び製品不良によるもの		○
	物品の損傷・障害 法人保有施設の損傷 法人保有施設の損傷	保証期間中における物品に生じた損傷・障害の内、落雷等の受注者の責及び製品不良によらないもの	○	
		上記3項目以外であって天災等の不可抗力に起因するもの	○	○
	物品の損傷・障害 法人保有施設の損傷	受注者が物品の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業に起因して施設に生じた損傷		○

15. 本仕様書に関する問い合わせ先

担当：上野 伸一

住 所：三重県名張市百合が丘西1番町178番地

e-mail ueno-s@nabari-hp.jp

